

平成29年度穴粟市第18回予算決算常任委員会会議録

日 時 平成30年3月23日(金曜日)

場 所 穴粟市議場

開 議 3月23日 午後1時30分

議 題

(1) 第79回穴粟市議会定例会付託案件審査

第30号議案 平成30年度穴粟市一般会計予算

第31号議案 平成30年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算

第32号議案 平成30年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第33号議案 平成30年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

第34号議案 平成30年度穴粟市介護保険事業特別会計予算

第35号議案 平成30年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算

第36号議案 平成30年度穴粟市下水道事業特別会計予算

第37号議案 平成30年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算

第38号議案 平成30年度穴粟市水道事業特別会計予算

第39号議案 平成30年度穴粟市病院事業特別会計予算

第40号議案 平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

第41号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第7号)

出席委員(15名)

委員長	東	豊	俊	副委員長	大久保	陽	一
委員	津	田	晃	委員	宮	元	裕
"	山	下	由	"	今	井	和
"	田	中	孝	"	浅	田	雅
"	田	中	一	"	神	吉	正
"	飯	田	吉	"	大	畑	利
"	林		克	"	樞	橋	美
"	西	本					諭

欠席委員

なし

事務局

局  
係

長 岡 崎 悦 也  
長 岸 元 秀 高

次  
主

長 小 谷 慎 一  
幹 清 水 圭 子

(午後 1時30分 開議)

東委員長 ただいまより、平成29年度第18回予算決算常任委員会を開催いたします。

午後の会議になりましたが、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

第79回穴粟市議会定例会付託案件審査を議題といたします。

2月26日の本会議で上程され、3月8日の本会議で本委員会に付託されました第30号議案から第40号議案まで、平成30年度予算11議案を一括して審査を行います。

詳細審査は、予算委員会で行いましたので、審査の経過と結果の報告をお願いいたします。

予算委員会、榎橋委員長。

榎橋予算委員長 東委員長の許可をいただきましたので、予算委員会の審査報告をさせていただきます。

第79回穴粟市議会定例会に上程があり、予算決算常任委員会に審査付託のありました平成30年度各会計予算に係る第30号議案から第40号議案までの11議案について、予算委員会を招集し、詳細審査を行いましたので、予算決算常任委員会運営要綱第4条の規定により報告をいたします。

1. 審査日 平成30年3月12日、13日、14日、15日、16日
2. 審査場所 穴粟市議場
3. 出席委員 榎橋美恵子(委員長)、宮元裕祐(副委員長)、山下由美、大久保陽一、田中孝幸、田中一郎、神吉正男、大畑利明
4. 欠席委員 なし
5. 説明員 部局長以下各関係職員
6. 審査資料 平成30年度穴粟市各会計予算書  
平成30年度施政方針及び主要施策説明書  
部局より提出のあった関係資料ほか

審査資料は、平成30年度穴粟市各会計予算書ほか関係書類一式です。

#### 7. 審査の経過及び結果

平成30年2月26日、第79回穴粟市議会定例会において平成30年度各会計予算の上程があり、同日に予算決算常任委員会を開催し、予算審査に係る調査、準備を進めるため予算委員会を設置することになりました。同日に予算委員会を開催し、委員長に榎橋美恵子、副委員長に宮元裕祐を選出した後、日程及び審査要領等を協議しました。また、3月6日には審査要領等を協議し、詳細審査に向けた事前打ち合わせ

せを行いました。次に、同月8日に第30号議案から第40号議案までの11議案の審査について予算決算常任委員会に付託され、予算委員会において詳細審査をすることになりました。

審査の日程は前述のとおりです。平成30年度予算書及び主要施策に係る説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め審査をいたしました。

以下、審査議案及び参考賛否は、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

審査の過程で委員から出された主な質疑・回答は、別紙のとおりでございますが、時間の都合上、事業名と委員会で取りまとめをいたしました委員会意見のみ報告をさせていただきます。

企画総務部・選挙管理委員会事務局におきましては、財政健全に向けての取り組みについて。

人口減少と一本算定に向け、段階的縮減により普通交付税の減少が見込まれる中、投資的経費の抑制やさらなる歳出の削減を行い、計画的な財政運営をすべきである。

財政調整基金の取り扱いについては、将来を見据え、慎重な取り扱いと議論が必要である。

将来の負担については、人口減少や普通交付税の減少が見込まれる中、将来負担の軽減に努めるべきである。

しーたん通信・しそうチャンネル運営事業については、料金に見合う魅力ある番組づくりを進めること。

しそう光ネット・移動通信施設運営費については、経費の削減など他の専門家にも相談すべきである。

通学・通勤支援については、定住につながっているのかの調査分析が必要である。

森林の家づくり応援事業については、市内定住につながっているのかの調査分析を行い、さらに有効な施策となるよう求める。

まちづくり推進部におきまして、市民主体のまちづくり支援は、提案型で自由度の高い補助金となることでより多くの団体が活用できること及び活動が継続することへの支援となるよう検討すること。また、地区コミュニティ支援事業の効果が全地域で有効に発揮され、市民全体のまちづくりが推進されることを求める。

宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業は、こども食堂など継続的に地域の女性が主体となって活躍できるような補助金制度の運用を求める。

防災対策については、災害時の避難所については、障がいの特性に応じたタブレ

ットや音声でお知らせするなど合理的配慮が必要である。

音水湖カヌー競技場整備事業は、音水湖カヌー競技場は、多額を投じた施設であり、北部活性化の起爆剤であることから、大会誘致のみならず、湖面を有効に活用することで一般利用者の拡大を図るべきである。今後は、市民の貴重な財産となるよう経済波及効果を含めた具体的な全体計画を示されたい。

地域生活交通対策事業、平成29年度の実績予想は26万人となっているが、市内完結路線の中には極端に利用者が少ない路線も散見されることから、バスの時間帯に合わせたイベントの開催等による利用者確保のデマンド運行等運行時間、運行形態の変更を検討すべき時期に来ている。

市民生活部におきましては、滞納徴収対策事業、納税の義務は、まちづくりの基本であるため、さらなる徴収率向上に向けた取り組みを求める。

再生可能エネルギー利用促進事業は、公共施設に設置する木質燃焼機器は、平成28年度から未設置が続いていること。さらに、まきストーブ、木質ボイラーの設置補助も減少傾向にある。今後は、学校教育施設、温水プール、温水施設などの熱源としてまきを中心としたバイオマス利用の普及を図るとともに、まきストーブやまきボイラーなどの普及により一層推進し、エネルギー自給率の向上と雇用の創出につなげるべきである。

小水力発電導入事業は、小水力発電導入事業においては、再生可能エネルギー発電設備の整備が、法の趣旨に基づき、農林漁業上の土地利用等の調整を適正に行うとともに、農林漁業の健全な発展に資する取り組みをあわせて行うことより、地域の活性化につながることを目的として実施すべきである。

ごみ収集運搬事業ほかごみ問題全般としては、ごみ収集運搬事業に係る経費は、年々増加していることから抜本的な対策が必要である。

週2回の可燃ごみ収集のモデル事業を契機に、改めてごみの発生抑制、減量化などの推進に向けた市民啓発を徹底するとともに、資源物コンテナ回収について、にしまきクリーンセンターへの運搬を見直し、資源有価物が市内で循環する仕組みや、自治会・PTAなどによるリサイクル資源集団回収の活動が活発になるような仕組みを構築すること。

国民健康保険事業は、兵庫県内の国民健康保険の概況から、宍粟市は1人当たり医療費は下位に位置するが、1人当たり保険料は上位という矛盾を抱えている。このような中、算定方式の段階的な移行などによる保険料の引き上げが生じないように、さらなる医療費適正化事業の推進と保険者努力支援制度の取り組みを強化すべきで

ある。

健康福祉部におきまして、生活困窮者自立支援事業は、この事業の充実とともに、アウトリーチ（訪問支援）から就労支援へとつなげていく取り組みも必要であり、関係機関と連携し取り組まれない。

出会い応援事業は、これまでは8組以上の実績はあるが、人口減少対策としてこれまで以上の成果があるよう努力されたい。

自殺対策については、自殺対策に関連する事業を明確にした上で総合的に事業推進されたい。

高齢者通いの場づくり支援事業は、通いの場が健康づくりや介護予防として目的を果たすように地域住民の要望や現状を把握し、充実を図られたい。

子ども・子育て支援事業計画策定事業は、全ての子育て世帯の意見を細かく聞き、計画に反映されたい。

産業部・農業委員会事務局におきましては、宍粟材利用推進事業は、決算審査でも指摘しているとおり、費用対効果を明確にし、目標を持って運営されたい。

森林セラピー推進事業は、これまで整備に約5,200万円を投じており、森林資源を活用した宍粟市らしい事業であることから、企業研修での利用など積極的・戦略的なPR活動が必要である。

ふるさと宍粟PR館運営事業は、事業の目的や効果を明確に示す必要がある。

中小企業等振興基本条例の対応は、経済循環調査の結果を公表するとともに、調査に基づく具体的な施策を早急に示されたい。

産業立地促進事業は、当該補助金は、平成30年度で1億2,347万3,000円となっていることから、その効果を毎年度検証することを求める。とりわけ人口減少の中で、雇用の確保は最重要課題であることから、雇用の確保が着実に実施されますよう推進されたい。また、雇用奨励金については、他の補助金制度との整合を図られたい。

建設部におきまして、道路維持補助事業につきまして、自治体等から要望のある緊急性の高い補修は、できるだけ速やかに対応されたい。

道路新設改良事業につきまして、あらかじめ改良路線を公表し、計画的に実施されたい。

都市計画道路事業については、市民の意見を十分に聞きながら、できるだけ早く着手できるよう努力されたい。

上水道事業については、水源の複数化のための大規模工事がなされていることから、水道料金の高騰化につながらないようさらなる経営改善をされたい。

教育委員会教育部におきましては、図書館運営事業は、蔵書を充実させるとともに、さまざまなソフト事業を展開し、魅力ある図書館づくりに努められたい。

スクール・サポート・スタッフ配置事業は、校務事務の効率化により教職員の負担軽減を図り、教職員が子どもと向き合う時間を充実されたい。

公立幼稚園・保育所の老朽園舎については、認定こども園の整備には、相当の期間を要すると考えられることから、幼稚園等老朽化した建物の対策は早急に検討すべきである。

幼保一元型推進事業は、幼保一元化計画の計画期間終了が間近となっている。市民の意見を十分に聞きながら実効性のあるものにされたい。

総合病院におきましては、医療収益事業、医療機器整備事業、市民に親しまれる病院になるために、医師の確保と救急医療の充実、経営改善に努められたい。

会計課、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局におきましては、特に意見はありませんでした。

以上でございます。

東委員長 委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

委員長報告に対する質疑は、まず全体を通しての質疑、次に部局単位での質疑を行います。

なお、今回の委員長報告に対する質疑に関しましては、委員長以外の予算委員が答弁されることも結構ですので、発言される場合は挙手をしてください。

まず、全体を通じたの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 それでは、質疑がないようですので、まず企画総務部・選挙管理委員会事務局に対しての質疑はありますか。

飯田委員。

飯田委員 健全財政に向けての取り組みと財政調整基金の取り扱いについての部分ですけれども、今、財政は逼迫しております。31年ぐらいからは赤字になるという予測がされておるんですけれども、この中で財政調整基金については、将来的な財政負担、災害などの有事のため安易に取り崩しを行うべきではないということなんですけど、赤字を埋めるためには何をもって調整していこうと、この場合、財政負担という分が書いてあるんですけれども、財政調整基金をマイナスの穴埋めに使

うというようなことはできないというふうに私としては考えるんですけども、この辺についての見解は示されましたでしょうか。

東委員長 委員長、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

東委員長 委員長以外の委員の方、もし答弁されるのであれば挙手をしてください。

暫時休憩します。

午後 1時48分休憩

---

午後 1時50分再開

東委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

予算委員、大久保委員どうぞ。

大久保委員 はい、失礼します。

先ほどの飯田委員からの御質問なんですけれども、まず当局が示しました財政収支の見通しの中では、一般財源ベースでの収支見通しが出ております。ここで財政上赤字になった分を埋めるようになっているんですが、これ一般財源ベースでの数字上の形になっております。

先ほど言われました財政調整基金の取り扱いについては、将来を見据え慎重な取り扱いが望まれるというふうに答弁と委員会からのまとめとしては、より慎重な取り扱いということになっております。

東委員長 飯田委員、よろしいですか。

はい、飯田委員。

飯田委員 少し理解に苦しむわけなんですけど、慎重に取り扱うという意味では、その場合に財政調整基金を取り崩す場合もあるというふうにとればいいのか、財政調整基金はまずそういうものには使わないと、何らかの措置をもってそこを埋めていくということなのか、その辺はもう一つ見えてこないのをお聞きしとるわけで、もう一つその辺がわからないんですけど、理解されておりますか、その辺を。

東委員長 答弁を求めます。

大久保委員。

大久保委員 失礼します。そこの部分は、財政調整基金の取り崩しは慎重にというのが最優先です。将来的な財政負担や災害などの有事のために財政調整基金を置いておくということで、それを使わない形での財政の健全化が図られるべきであるという審査になっております。



東委員長 よろしいですか。

はい、飯田委員どうぞ。

飯田委員 基本的には、財調は使わないという部分で努力をするということなんでしようけれども、今の現状を見ていますと、どうしてもいろんな意味で箱物ができていっているという部分でかなり難しい部分があると思うんです。

今回の主な廃止、縮小見直し改善事業につきまして、やってみたという、効果額が1,698万円という額が出されておるわけですね。そんな中、財政全体としてはかなりの額が増額で上がってきておると。いろんな努力をしておるけれども、わずかと言ったら失礼ですけども、ここにあらわされたのは1,698万円ということなんで、さらなる努力は必要やと思うので、その辺についてはこれからまた見ていきたいと思うんですけども、かなり厳しいもんがあると思うので、それだけです。

東委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、次に移ります。

次に、まちづくり推進部について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 質疑がないようですので、次に移ります。

次に、市民生活部について、質疑はありますか。

はい、飯田委員どうぞ。

飯田委員 ごみ収集運搬事業なんですけれども、この委員会の質疑の中で、これまでに説明されてきたコンテナ回収に係る費用が説明と違ってきておるということが書いてあるわけです。記憶してますのに、いろんな意味で総額で1,000万円程度は減額になるだろうということで提案されておったわけですけども、今回の予算提案の中では逆に6,500万円のプラスと、うち500万円についてはモデル事業としての子育て支援の週2回収ということで計上されておるんですが、これは当然理解できるものなんですけれども、この6,000万円が上げられておるところ、これについていろいろとここに説明を書いてあるわけなんですけれども、本質の部分の説明がなされていないように感じますので、委員としてはどういう形で理解されておるのがちょっとお伺したいと思います。

東委員長 答弁される方は挙手をお願いします。

暫時休憩します。

午後 1時56分休憩

---

午後 2時00分再開

東委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

大畑委員。

大畑委員 ただいまの飯田委員の質問にお答えしたいんですけども、まず私も質疑をした立場で予算委員会としては全体的には釈然としてないというのが本当の気持ちだろうというふうに思っています。

まず、今年の予算がモデル事業を除いて6,000万円ふえております。この内容については、当局の説明からまず申し上げますと、そのうちの2,000万円ぐらいになるかもわかりません。これは額ははっきり言ってませんが、1つはこれまで直営班が行っておりました資源物の収集業務を民間委託業者に回すということで、そこに委託料が増額する要因が1つあるということです。

それから、あとにつきましては前の3年間の入札のときの落札率が相当低めに落札をされた。今回はそれが前回の落札で見ると非常に危険だということで、それについては100%近くの見積もりをもって予算を計上していることから増額になっているということが主な理由でございます。

昨年の予算の審査の段階で、コンテナ回収を始めることで1,000万円の削減効果額が発生するという説明はどうなったのかということとをさらに質疑をしておりますが、これについては確かにそのようなシミュレーションで当局は説明を行いましたけども、今年の4月から実施に入る段階で試行的に運行をやってみた結果、十分なシミュレーションどおりの削減効果があらわれないということがわかりましたということで説明がございました。

したがって、ふえるという要素はなく、増額ばかりの要因であったということでございまして、私としても理解、昨年のシミュレーションは何に基づいてシミュレーションがされていたのかという疑義は残ったままになっております。

以上でございます。

東委員長 飯田委員どうぞ。

飯田委員 おおむね理解するものですがけれども、今、大畑委員からありました委員会に報告するシミュレーションの金額であるとか、そういうものの出し方があくまでも机上の計算であって実際のところそれが信用できるものでないということが今現状わかったというような状況ではなかろうかと思うんです。これからは、こうい

うことをやるときには前もってそういうシミュレーション、単なる机上じゃなくて、ある一定のこういう今回行ったような実的な部分でしていかないと今回のような大きな差が出てくると。はっきり言ってプラスになるはずのものがマイナスになって出てくるといようなことになりかねませんので、この入札結果にしましても、これがどっちに転ぶかというのはやってみなければわからないということなんで、これすら机上の計算ということになるうと思うんです。

だから、その辺のところはもっともっと税金を使ってやることなんですから、もっと慎重にシミュレーションなり試算をしていただきたい、こういうふうに思います。とりあえずそれで。

東委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ほかにないようですので、次に移ります。

次に、健康福祉部について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、次に移ります。

次に、産業部・農業委員会事務局について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、次に移ります。

次に、建設部について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、次に移ります。

次に、教育委員会教育部について、質疑はありますか。

はい、津田委員。

津田委員 済みません。この3子以降の給食費の補助の件なんですけども、ちょっとこの図式、イメージ図で見させてもらったんですけども、本当はこれ多子世帯の支援をもともと目的にしているのであれば、ちょっとこの図式が私自身もう少し改良の考えないといけない余地があるんじゃないかなと思ったりもしたんですけども、実際この高校生・小中学生・幼児があくまでも在籍してないといけないということなんですかね。その辺ちょっともう少し詳しくこの辺教えていただきたいと思ったんですけども。

それと、今後またこれを検討、今年度はこの制度で施行させてもらいたいという回答だったんですけども、来年度以降見直し等も考えられているのか、それもちょ

っと回答いただければと。

東委員長 答弁を求めます。

榎橋委員長。

榎橋委員長 この第3子の件ですけれども、こちらといたしましてもまだすっきりしないところがありました、実際のところ。本当にこれで第3子以降が無償になるのかというのが図式から見ましても納得いかないところがあったんですけれども、とにかく今回は高校生までが養育費が教育費も高いと。そこで小学校から高校生までという区切りをつけましたと。

それで第3子ということになりますので、その辺ちょっと不具合のところがあるかもわかりませんが、今回はそれでスタートさせていただきたいと、そういう旨の考えをお聞きしております。

東委員長 津田委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

飯田委員どうぞ。

飯田委員 同じく同じ質問の内容の中なんですけれども、ここの中の回答に、学校関係者には十分説明をして理解をいただいているということなんですけれども、この学校関係者というのは保護者も入っているんでしょうか。給食費を払うのはあくまでも保護者であって学校関係者ではないと思うんですけど、その辺について疑義はなかったんでしょうか。

東委員長 答弁を求めます。

榎橋委員長。

榎橋委員長 その回答の学校関係者というのだけしかお聞きしておりません。そこで質疑がどういう感じでしたかというのをごさいませんで、学校に行きましてちゃんと説明しているということは保護者のほうにも通じているのかなと思っておりますが、学校で説明はちゃんとしておりますということでございました。

東委員長 飯田委員。

飯田委員 学校でということは、委員長にしては要はPTAも含めて説明をしているというふうに理解されておるといふことでよろしいでしょうか。

東委員長 答弁を求めます。

榎橋委員長。

榎橋委員長 学校でのことというのは保護者のほうにも通じることだと思っておりますので、学校では御理解いただきましたという部長からの答弁でございました。

東委員長 ほかに教育部について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、次に、会計課について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、次に移ります。

議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 次に、総合病院についての質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより自由討議を行います。自由討議は、新年度予算の議案に関係する内容でお願いします。

時間は1議題につき30分間といたします。

議題は、一般会計予算と特別会計及び企業会計予算の2議題といたします。

なお、発言は1議題につき1議員3回以内といたします。

まず、第30号議案、平成30年度宍粟市一般会計予算について、発言したい議員は挙手をお願いします。

大畑委員どうぞ。

大畑委員 予算委員やっておりまして幾つか審査にかかわっておられない委員さんも含めて意見が聞けたらなというのが何点かございますので、よろしいでしょうか。

細かい事業のことになってしまうんですけども、1つは産業部にありますふるさと宍粟のPR館の運営事業でございます。

これもいろんな角度からそれぞれ委員が質問をして見えてきたわけですけども、年間これには千何百万市費を投じて運営をいたしております。運営費が運営委託費が680万円、それから土地の賃借料が375万円、光熱水費が140万円というような形になっていまして、実際、農産物は結構売れておりまして、年間2,800万円ほどの売上利益がございますが、その15%も運営会社のほうに行っております。

こういう運営がされてきているわけですけども、少し費用対効果等で今後検証していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、もともとふるさとPR館の目的は、ここで農産物を売ることが目的ではなかったと思うんです。確かに売れていることは非常にいいことだと思いますし、生産者にとってもそれは

励みになることだというふうに思うんですが、ここに出荷されているのが市内からの出荷者が130名ほどでございまして、常に出しておられる方がそのうちの80人ぐらいというふうに説明がございました。その方々の農産物を販売するのに市が1,100万円からの費用を投じてやっているということで、これがどうなのかということは今後やっぱり検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

それと、市は建物の改修費、あるいは賃借料全て出しながら、運営会社がほとんど持って帰るといようなそういう構図にもなっているような気もいたしますので、これは抜本的に一度この運営のあり方については協議していく必要があるかというふうに思いますが、その辺皆さんどのようにお考えか御意見をお伺したいと思えます。

それから、もう1点でございますが、今年度から始まります先ほども質疑がありました第3子以降の給食費の無料化の問題ですが、これもいろんな制度設計が議論された結果、こうなったんだろうというふうに思うんですが、小学生以上18歳という区切りを設けたために、その間の3人以上という多子世帯のみが恩恵を受けるという結果になってしまっています。例えば3人以上子どもがあって、上2人が小中学校で3人目が幼児の場合、これは対象にならないわけですね。ですから、2人が給食費を払わなければいけない。同じ3人の子どもを持つ世帯であっても上2人が給食を食べていれば払わなければいけない。しかし、もう一方で、3人の中で上2人は高校で給食費関係ない、しかし、3人目が小学校・中学校いずれかであれば、その人は給食費を払わなくてもいいという恩恵を受けることができる。だから、1人で払わなくてもいい家庭と2人いて給食を食べていても全額を払わなければいけないというそういうことが新年度から生じるわけですね。

この制度設計について非常に疑問があるというふうに思って委員会でも議論いたしましたが、最終的にこれで行くという形で当局からは、見直しを求めましたけども、このまま行くという結果になってございますので、その2つについて少し自由討議させていただきたいと思えます。

以上です。

東委員長　ただいま大畑委員よりふるさと宍粟PR館についてと、それから給食費の制度についてが討議がありましたけども、ほかの委員の方あれば挙手をお願いします。

飯田委員。

飯田委員　しそうふるさと宍粟PR館の分ですけれども、この最初の段階で入札を

行った場合に、結局、宍粟市内の応募者については若干高値の部分で合わなかったという状況であったと思うんですけども、やはりもともとがこの地域のPRとある程度地域の地域循環という部分を、経済循環を考えたときに、一定のある程度の負担増になっても宍粟市内の業者さんにやっていただくということが、そういう意味では必要なんじゃないかなというふうに私は思います。

委員会の中でも多少触れたんですけども、やはり宍粟の人間が姫路に出向いて行ってPRすると、そして呼び込むという形のものはごく自然でないかなと。確かに姫路に精通されておられる団体が受け持ってやっておられるということなんですけども、大きな意味で考えてみれば、その部分に多少経費がかかってでもそういうやり方をします。その方にお払いする賃金にしても何にしても宍粟市内の方であれば、結局、宍粟市の中にお金が残るといことなんですけども、姫路の方に持っていけば全てが市外の方にお金を払うということになることもありますし、広い目で考えていけば、最終的には宍粟市に戻ってくると、そういう考え方もあるんじゃないかなと。ねして、宍粟市をよく知った方が姫路に出向いて行って宍粟をPRすると、この方法を検討してもらいたいというふうに私も思います。

東委員長 津田委員。

津田委員 私もこのPR館に関しては、私も何度か行ったんですけど、ただ野菜を売るだけとか、やっぱりそういうイメージが非常に強いんで、やはりここをもう少し宍粟市の拠点として、先ほど飯田委員からもありましたけども、できるだけやはり市内の業者が運営することによってもっともっと宍粟市の情報を出せるような運営方法というのが今後求められるんじゃないかなというのは思っています。

ここからもう少し姫路市内の飲食店等にもっと広い範囲で営業をかけられるような、そういうことも考えていかないと、今のままの現状の運営方法だと少しこれが本当に宍粟市のためになっているのかなと、宍粟市にこのお金が返ってきているのかなという部分で、やはり生産者の分には一部は返ってきていますけども、これが本当にこれだけのお金をかけてやっていく意味が今後あるのかなというのがありますので、今後はもう少し運営の仕方というのがもう少し検討していかないといけない分があるんじゃないかなと私も考えております。

東委員長 今、PR館のことで討議がなされていますので、それが終わってから給食のほうに移りたいと思いますので、PR館でどうぞ、ほかにありませんか。

西本委員どうぞ。

西本委員 先ほどから出ておりますけれども、PR館、これ実際は野菜とか販売所

になっているのではないかということは懸念します。ここでやっぱりいかにPRしたことによって宍粟市が宍粟市にお客さんをお呼びかという検証をする、そういうシステムをつくる。今あるとは思いますが、さらにもうちょっと深い考えでどうやったらそれをどのくらい呼び込みしているかという検証する作業をちょっと重きに置いてやっていただく必要があるかなという考えはございます。

以上です。

東委員長 榎橋委員長どうぞ。

榎橋委員長 私もこの事業を始められるときに、人口が減少している中で人口をふやすことはとても難しいけれども、なかなか。でも交流人口だったらふやせるんじゃないかということからスタートが始まったような気がするんですね。そこで、姫路に来て、お店に来てもらった方にどうぞ宍粟市に来てくださいというPRもしっかりしていただいて、このPR館という名前がついてるわけですから、野菜をいっぱい売るとか、そんなんではなくて、本当にPRがどこまでできているのかというのをしっかり検証もすべきであろうし、先ほどもおっしゃっていましたが、宍粟市の業者さんが行くことがもっともじゃないかなと思うんです。

宍粟市をよく知った人がそこにいない限りどうやってPRするのかというのもあると思うので、いろんなところにたけてる人というのも選んでらっしゃると思うんですけれども、宍粟市という魅力を、私は本当にこれだけ愛していると、これだけいいとこなんだというのをしっかりとPRできる人をやっぱり選定すべきではないかな、やっぱり検証をしていただきたい、そういう思いでございます。

東委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 さまざまな意見が出ておりますけれども、先ほど委員長の報告で目的や効果額を明確にするようにという委員会の意見がありましたので、もうこの辺でよろしいですか、自由討議は。

(「なし」の声あり)

東委員長 それでは、続いて、今、給食費の制度の関係でも発言がありましたので、ほかにありましたらどうぞ。

山下委員。

山下委員 この4月から第3子以降の給食費を無料化するというところで、多子世帯の負担軽減ということなんですけれども、同じ子どもが3人あっても、そこに幼児が1人入ったら該当者なしということで非常にわかりにくい、また、3人子どもさ



んがおられても受けられないというような制度になっているわけなんです、やはり私としましては、給食というのもやはり教育だと思いますので、食育の推進、あるいは子どもの貧困、特に就学援助を受けれる方は給食費は就学援助のほうから出るんですけれども、そのはざまの方は大変な状況であると思います。その格差是正のためにもやはり全児童生徒の無料化ということを考えるべきなのではないかなというふうに思っております。

東委員長 ほかは。

大久保委員どうぞ。

大久保委員 先ほどの第3子以降の給食費の補助事業の第3子無料化の件なんですけれども、一番シンプルに第3子の給食費の無料化ということになりますと、これは現在、小学校・中学生が給食費を払っているんだから、その中で第3子の小学1年生から中学3年生までの間での第3子の給食費の無料化という形が一番スムーズだったんだろうとは思いますが、あえて高校生まで延ばしたいところは、少しでも多子世帯の財政的な部分の援助になればということでもふやされたというふうな説明だったように思います。少しでも対象の人がふえてくるということでも小学1年生から高校生までという区切りになったというふうな説明でした。

財政も考えた上でなんでいたし方ないかなと、スタート切るにはここら辺でよかったんじゃないかなというふうに思います。

東委員長 浅田委員どうぞ。

浅田委員 第3子以降給食費の補助事業ということで、私も一般質問の中で、多子世帯への支援策の拡充ということ提案をした経過の中で、今回、第3子以降の給食費の補助というのも出てきたというふうにも認識しております。いわゆる多子世帯、いろんな部分がございます。就学のところ、あるいは家庭で養育・保育をされている、そういう部分もありますけども、今回まずスタートとしてやはりいろんな今までなかった制度として第3子以降の給食費、まずそこから始めようということでございますので、いわゆる子育て支援へさらに取り組む第一歩というふうなことで、私もこの間、一般質問した経緯の中で、そういうふうな理解をしておりますので、いろんな制度設計も考えられると思います。もう全て第3子以降は、それが範囲は限定なく就学、給食をとっておる児童生徒については無料にするという、それも1つの施策だろうと思いますけども、それをいかに財政的なことも考慮し、いろんな総合的な判断をする中で、まず新たな制度を支援する中では、まずこれも1つの方法であろうというふうなことで私は理解をしておりますので、これはまずの第一歩

ではないかなというふうに思います。

以上です。

東委員長 西本委員どうぞ。

西本委員 今2名の方が発言されましたけど、同じようなことなんですけども、やっぱり子育ての支援をするという部分で給食費、第3子以降になったんですけれども、やっぱり完全に給食費を無償にしない限り、どこかで誰かが外れたり、また入ったり、いろんな形であるとは思うんです。これはやっぱり市として将来に向けて完全に給食は無償化していこうという一歩であり、そういう意味では完全に完璧ではないですけども、そういう意味での評価はしたいと思います。

以上です。

東委員長 飯田委員。

飯田委員 今、西本委員から給食無料化への第一歩という見方をしておるという御意見でございました。私は、もしそうであるならば、それなりの見方ができると思うんですけども、現状、私が最初に伺ったときには、お子さん3人おられれば1人は無償になるのかなというふうな安易な理解をしとったわけですけども、基本的にそういう財政シミュレーションとかの中で第3子以降という形をとっておるということなんですけども、3人おられたら1人というようなシミュレーションも恐らくされておるんであろうと思います。

そういう中で皆さんおっしゃるように、これが第一歩だと、これからいろんな意味でもっと考えていくということであれば、どうかその辺を早急に検討していただいて、先ほどお伺したように、保護者関係が皆さん理解できておるのかという部分も含めてこれから検証して早急に次なる対応を考えていただきたいというふうに思います。

東委員長 大畑委員どうぞ。

大畑委員 いろいろな意見いただきましてありがとうございます。

ただ、私投げかけさせていただいたのは、矛盾が生じるという、私にとっては税金の使い方として公平という判断されますかという問いがしたかったわけですが、初めのスタート時点なのでどこからスタートしていくということは当然あり得るかと思うんですね。それは将来こういうふうに見据えてということでもまずスタートだからということはよく理解できるんですけど、そのスタート時点で片や年間8万円から9万円払っていかなければいけない家庭が存在することとゼロという家庭とのバランスが非常に欠けているというか、そういう意味で幾らスタート時点であっ

たとしても完璧なものは求められないにしても、少し格差が大きいというか、税の投入の仕方として問題がないかなという部分を感じたわけです。ですから、その辺についてどうなのか、もし御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

東委員長 ただいまの大畑委員の矛盾に関する発言がありましたけども、ほかの方はその点について発言がありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 あと発言がないようですが、この件に関しましては、先ほどの予算委員長報告について委員会としての意見は付されておりましたが、今の自由討議でさまざまな意見が出ましたので、予算決算常任委員会のところで意見として若干付すべきかなと、こんなように思いますけども、いかがですか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

東委員長 では、そのようにしたいと思います。

続いて、第31号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算から第40号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までを1議題として自由討議を行います。

発言したい委員は挙手をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、これで自由討議を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は1議案ずつ起立により行います。

まず、第30号議案を採決します。

第30号議案、平成30年度宍粟市一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第30号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案を採決します。

第31号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第31号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案を採決します。

第32号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第32号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案を採決します。

第33号議案、平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第33号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案を採決します。

第34号議案、平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第34号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案を採決します。

第35号議案、平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第35号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案を採決します。

第36号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第36号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案を採決します。

第37号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第37号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案を採決します。

第38号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第38号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案を採決します。

第39号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立全員であります。

よって、第39号議案は、可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案を採決します。

第40号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第40号議案は、可決すべきものと決しました。

以上で、第79回宍粟市議会定例会付託案件審査、平成30年度当初予算11議案の審査を終了します。

なお、本会議に提出する報告書は、正副委員長に一任を願います。

次に、3月8日の本会議で追加上程され本委員会に付託されました第41号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)審査します。

詳細審査は文教民生分科会で行いましたので、分科会の結果と経過の報告をお願いいたします。

文教民生分科会、榎橋委員長。

榎橋予算委員長 平成30年3月8日に審査付託のありました第41号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）については、3月9日に第7回文教民生分科会を招集して審査を行いましたので、予算決算常任委員会運営要綱第4条の規定により報告をいたします。

第41号議案の主な内容として、民生費では、一宮北認定こども園建設事業の工事請負費4億3,000万円の増額と、設計監理業務委託料278万円の増額が補正計上されています。教育費では、山崎西中学校と山崎東中学校大規模改修事業のうち、トイレ部分の工事請負費3,110万円と設計監理業務委託料138万円の増額補正が計上されています。

いずれも国の補正予算による事業採択を受けたことによるもので、平成30年度へ繰り越しとなります。財源としての歳入の補正は、国庫補助金で学校施設環境改善交付金4,565万4,000円、市債で合併特例事業債3億9,840万円が計上されています。

委員からは、一宮北認定こども園は、千種の認定こども園との比較はどうかと質疑がいろいろございました。建築費の考え方、また、設計についても高騰している原因は、また、財源の考え方等々、そして、もう一方、山崎西中学校と山崎東中学校の工事について3期に分けているのはどうか、また、今回トイレのみの補助がついたのはどうかとかございました。山崎東中学校は避難所になっているが、含めて考えているのかなどなどございました。

関係職員に出席を求め慎重に審査いたしました結果、第41号議案については、全員賛成となりました。

以上です。

東委員長 分科会の委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

東委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、自由討議を行います。

自由討議の時間は、1議題につき30分間といたします。

議題は、一般会計補正予算の1議題といたします。

なお、発言は1議題につき1議員3回以内とします。

第41号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）について、発言したい議員は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

東委員長 挙手がないようですので、これで自由討議を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は起立により行います。

第41号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)を採決します。

第41号議案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第41号議案は、可決すべきものと決しました。

以上で、第79回宍粟市議会定例会付託案件審査、平成29年度宍粟市一般会計補正予算1議案の審査を終わります。

その他、何かありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようですので、本日の委員会はこれで終了します。

副委員長、挨拶をどうぞ。

大久保副委員長 予算委員会の皆様におかれましては、予備日を使ってまでの慎重な審査、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、これにて閉会とします。

(午後 2時44分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会 委員長 東 豊 俊

宍粟市議会予算決算常任委員会（予算委員会） 委員長 榎 橋 美恵子